



# ダイレクト納付 をご利用ください

## ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

### 簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます！  
⇒電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です

### 便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！  
⇒源泉所得税を毎月納付している方に便利です
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます！  
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より  
新たな納付  
方法のご案内

- 2019年10月から『地方税共通納税システム』が開始します。NEW  
個人住民税（特別徴収分）も電子納付をすることができます。  
詳しくはe-TAXホームページ（www.eltax.jp）をご覧ください。  
※国税と地方税の電子納税の利用手續は、それぞれ別々に必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

## ダイレクト納付を利用するには

### ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

### e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようにご注意ください。

### ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

# ダイレクト納付の利用方法

## 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。\*

## 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

## 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

### 「今すぐに納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。

### 「納付日を指定される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。  
(注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落しがある場合、残高不足になることがありますので、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

## 4 納付状況を確認する

「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

(注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、②の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

おひでみ

\*ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

# 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、■内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

※記載要領は、法人を例に示しています。

① 提出年月日を記載します。	② 提出先の税務署名を記載します。	③ 法人番号を記載します。 ※個人の方は個人番号の記載は不要です。
④ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。	⑤ 上記④の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。	⑥ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。 【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。 2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。
⑦ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。 なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。	⑧ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。 なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。	⑨ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。 【注】前半の記号は必ず5桁となります。 また、後半の番号は左詰で記載してください。
⑩ ①から⑨までを記載後、預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)します。 印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。	⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。	切り取り線で 切りはなして 提出してください
⑩ ①から⑨までを記載後、預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)します。 印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。	⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。	切り取り線で 切りはなして 提出してください

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

# 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

氏名(法人名及び代表者氏名)

税務署長 あて

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行ができるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

## 1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 ) 電話 ( )		(金融機関お届け印)
	(申告納税地)		
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)		〔印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。〕
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協		本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)	
ゆうちょ銀行	記号番号	-	

## 2 振替日時:納付情報送付日時

## 3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
- 2 整理番号等未登録 5 その他
- 3 重複入力

入 力	訂 正 入 力	送 付	登 錄

金融機関番号

整理番号

## 約 定

- 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違 F 住所相違
- B 印鑑不鮮明 G 支店名相違
- C 口座番号相違 H その他
- D 口座該当なし
- E 名義人相違
- (備考)

受 付 印 印 鑑 照 合 檢 印

(口座識別番号)

(認証番号)

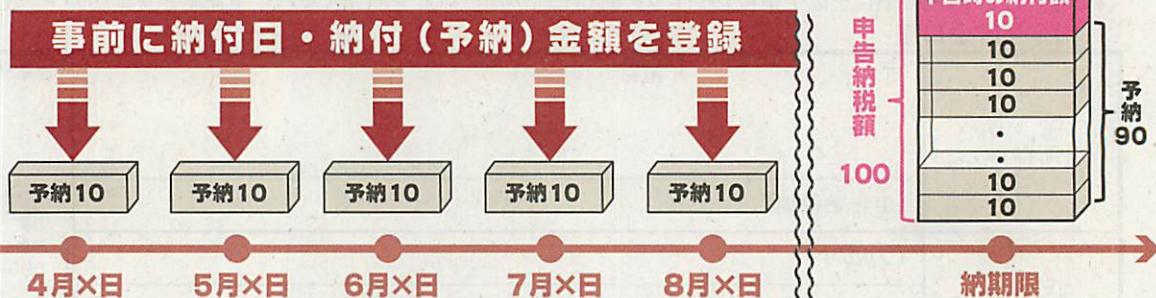
# ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができるので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

## 例 定期的に均等額を納付する場合



## その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

（注）電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



### インターネット バンキングで 電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、インターネットバンキングにログインし、納税することができます。



### モバイル バンキングで 電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末からモバイルバンキングにログインし、納税することができます。



### ATM で電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

## 利用可能時間

## 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性 A  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

令和元年9月